

## 医療安全管理研修会の義務化とは

2007年4月の医療法『改正』で全ての医療機関に医療安全管理が義務化されました。

病院・有床診療所は、昨年4月の診療報酬改定で院内安全管理体制が必須要件となりました（医療安全対策加算として、入院初日に50点加算）が、無床診療所・歯科診療所も年2回の安全管理研修が義務化されました。

1. その策定すべき指針等として、
  - ・「医療安全管理指針」「院内感染対策指針」の策定とその対策の実施。
  - ・「医薬品業務手順書」「医療機器保守点検計画」の作成とその業務の実施。
  - ・「医療安全管理」「院内感染対策」「常勤の医薬品安全管理」「常勤の医療機器安全管理」責任者の設置並びに配置。
  - ・職員研修の実施（無床診療所・歯科診療所は外部講習会の受講でも可）
    - 「医療安全管理研修」「院内感染対策研修」は年2回程度。
    - 「医薬品安全使用のための研修」は必要に応じて実施。
    - 「医療機器安全使用のための研修」は新規の医療機関を導入時に実施。
  - ・記録が求められるものとして、
    - 「職員研修の日時、出席者、研修項目」「事故報告書」「『医薬品の業務手順書』に基づく業務の実施の定期的確認と記録」「『医療機器の保守点検計画』に基づく実施状況、使用状況、修理状況、購入年等」。
2. 安全管理分野ごとの対策として、細かな規定が示されています。

現時点では、診療報酬上の誘導はありませんが、来年の診療報酬「改正」では、何らかの動きがあるかもしれません。また、当然ながら県の立入検査による何らかのペナルティも将来考えられます。しかし、無床診療所も歯科診療所も、四半世紀続く低医療費政策によって、医師や歯科医師以外の職員はギリギリの体制で運営しています。

現状が厳しいからといって、今の情勢下では義務化がなくなるとは考えられません。逆に、時代の要請と言えなくもありません。

### 〔医療機関への県の立入検査〕

立入検査(旧・医療監視)県医務課が厚生センター・保健所を通じ、医療法上の事項について、医療機関の体制をチェックするために行われる。

病院は1年に1回実施。有床診療所は3年に1回実施されています。

無床診療所・歯科診療所は「実施方法については今後検討」となっています。

今の中に体制を整えておきましょう。